

引き上げ分に係る地方消費税収の使途の明確化について

平成26年4月1日に引き上げとなった地方消費税収は、地方消費税交付金として町に交付され、その引き上げ分についてはその使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。令和7年度利尻町一般会計当初予算における社会保障施策関連経費への充当状況については、以下のとおりです。

(単位:千円)

項 目		決算額
<歳入>	地方消費税交付金(社会保障財源分)	30,000
<歳出>	社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費	599,415

一般会計

(単位:千円)

区分	目的別	令和7年度 当初予算額	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国・道支出金	地方債	その他		うち引上分の 地方消費税交付金 (社会保障 財源化分)
民生費	社会福祉費	93,868	59,178	0	8,280	26,410	4,698
	老人福祉費	162,242	2,134	2,500	10,100	147,508	8,120
	児童福祉費	47,043	25,034	0	2,469	19,540	2,354
	国民健康保険事業費	19,090	7,210	0	0	11,880	955
	後期高齢者医療事業費	40,948	6,421	0	0	34,527	2,049
	小 計	363,191	99,977	2,500	20,849	239,865	18,177
衛生費	保健衛生費	236,224	12,968	40,700	28,449	154,107	11,823
合 計		599,415	112,945	43,200	49,298	393,972	30,000

※事務費および人件費については除外しています。